令和4年度福島県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和4年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,190,023千円と する。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 正 による。

歳

	款		IJ	頁	補	正	前	の	額	補	正	額	計
7 繰	入	金						11,22	22,194			[△] 769	11,221,425
			1 一般会	計 繰 入 金				10,05	52,194			△ 769	10,051,425
歳	入		合	計			1	179,19	0,792			△ 769	179,190,023

歳 出

		j	款						項			補	正	前	0)	額	補	正	額	計
1	総		務		費										8	86,571			△769	85,802
						1	総	務	管	理	費				7	74,977			△769	74,208
						3	保険	者機	能 強	化事	業 費]	11,116			0	11,116
9	保	健	事	業	費										ć	38,102			0	38,102
						1	保	健	事	業	費				ć	38,102			0	38,102
	葴	ŧ		出			合			計					179,19	90,792			△769	179,190,023

令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算(第1号) 令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1.074.347千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 正しによる。

歳 入

	款			項		補	正	前	0)	額	補	正	額	計
2 繰	越	金								9,425			37	9,462
			1 繰	越	金					9,425			37	9,462
歳		入	合		計				1,07	74,310			37	1,074,347

歳出

-													
	款		į	項	補	正	前	0)	額	補	正	額	計
2	小規模企業者等設 貸 付 事	## # # # # #						4	13,949			37	43,986
		71.	1 / 炒規模企業 行 付	者等設備導入資金 事業費				4	13,949			37	43,986
	歳	出	合	計				1,07	4,310			37	1,074,347

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号) 令和4年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為の補正) 第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正 事 項 期 間 限 度 額 ふ頭埋立造成費 (小名浜港マリーナ) 令和4年度から令和5年度まで 40,000

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算(第2号) 令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437.743千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 正しによる。

歳 入

	款		3	項	補	正	前	0)	額	補	正	額	計
3 繰	入	金						10	8,508			32	108,540
			1 一般会	計 繰 入 金				8	4,643			32	84,675
5 諸	収	入						18	7,775			12	187,787
			3 雑	入					40			12	52
歳	λ		合	計				43	7,699			44	437,743

歳出

11—													
	款			項	補	正	前	0)	額	補	Œ	額	計
	獎 学 資 金 匀	貸付事業費						43	37,699			44	437,743
			1 奨学資金	金貸付事業費				43	37,699			44	437,743
	歳	出	合	計				43	87,699			44	437,743

令和 4 年度福島県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第1条 令和4年度福島県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	8,211,705千円	△3,694千円	8,208,011千円
第1項 営 業 収 益	3,792,044千円	34千円	3,792,078千円
第2項 営業外収益	4,104,182千円	△3,728千円	4,100,454千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,210,397千円	△3,694千円	8,206,703千円
第1項 営 業 費 用	7,651,204千円	△3,694千円	7,647,510千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1.262千円は、過年度 分損益勘定留保資金2千円、当年度分損益勘定留保資金1,260千円で補塡するものとする。)。

科目

既決予定額 補正予定額

入 収

第1款 資本的収入	2,736,396千円	33,551千円	2,769,947千円
第1項 企 業 債	383,200千円	12,300千円	395,500千円
第2項 補 助 金	939,600千円	10,000千円	949,600千円
第4項 負 担 金 等	611,446千円	11,251千円	622,697千円
支出			
第1款 資本的支出	2,737,709千円	33,500千円	2,771,209千円
第1項 建 設 改 良 費	1,639,118千円	33,500千円	1,672,618千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項 期 間 限度額

流域下水道維持管理 (汚泥放射能対策) 令和 4 年度から 100,000千円

工事(県中処理区) 令和5年度まで

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補 正 前

起 債 の 目 的 限 度 額 起 債 の 方 法 利率 償 還 の 方 法 建 設 改 良 費 383,200千円 1 借入方法 普通貸借又は債 年10%以内 起債日から30年以内(据置期間を含券発行 (ただし、 む。)の期間において資金の融通条

年10%以内 起債日から30年以内(据置期間を含 (ただし、 む。)の期間において資金の融通条 利率見直し 件及び知事の定めるところにより償 方式で借り 還する。ただし、事業会計の都合に 入れる政府 より繰上償還をし、償還年限を短縮

2 借入資金 政府資金その他 資金につい し、又は借換えをすることができる ものとする。 て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率) 補 īF. 限度額 利率 起債の目的 起債の方法 償還の方法 年10%以内 起債日から30年以内(据置期間を含 建設改良費 395.500千円 1 借入方法 普通貸借又は債 (ただし、 む。)の期間において資金の融通条 券発行 債券の発行価格 利率見直し 件及び知事の定めるところにより償 は、知事が定め 方式で借り 還する。ただし、事業会計の都合に より繰上償還をし、償還年限を短縮 入れる政府 る。 2 借入資金 政府資金その他 資金につい し、又は借換えをすることができる て、利率の ものとする。 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率) (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。 科目 既決予定額 補正予定額 計 職員給与費 212.238千円 5.657千円 217,895千円

令和4年度福島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度福島県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 日		佣止了 定額	訂
支出			
第1款 工業用水道事業費用	5,320,139千円	197,006千円	5,517,145千円
第1項 営 業 費 用	2,831,142千円	197,006千円	3,028,148千円

皿油マウ瘤

华工文学院

(資本的支出の補正)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額810,500千円は、過年度分損益 勘定留保資金754,104千円及び当年度分損益勘定留保資金56.396千円で補塡するものとする。)。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	2,920,317千円	△5,710千円	2,914,607千円
第1項 建設改良費	2,312,645千円	△5,710千円	2,306,935千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 補正予定額 計 △14,242千円 職員給与費 305,369千円 291,127千円 令和4年度福島県地域開発事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度福島県地域開発事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 無正予定額 言

支 出

第 1 款 地域開発事業費用 28,008千円 [△]438千円 27,570千円

第 1 項 営 業 費 用 10.379千円 [△]438千円 9.941千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 補正予定額 計

職 員 給 与 費 7,461千円 ^438千円 7,023千円

令和4年度福島県立病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和4年度福島県立病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 補正予定額 言

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用 8,172,739千円 [△]248,078千円 7,924,661千円

第1項 医 業 費 用 7,989,961千円 ^{248,078}千円 7,741,883千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 補正予定額 計

職員給与費 4,345,104千円 ²248,286千円 4,096,818千円